

給実甲第1348号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第580号の一部改正について（通知）

給実甲第580号（扶養手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日（第2項による改正については、令和8年4月1日）以降は、これによってください。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
給与法第11条及び規則第2条関係 1 職員が配偶者（届出をしない	給与法第11条及び規則第2条関係 1 職員が配偶者、兄弟姉妹等と

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（人事院規則9—80（扶養手当）（以下「規則」という。））附則第2項の規定により読み替えられた規則（以下「読替え後の規則」という。）

第2条各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

- 2 読替え後の給与法（読替え後の規則第1条の2に規定する読替え後の給与法をいう。以下同じ。）第11条第2項第1号、第2号及び第4号並びに同条第4項並びに規則第3条関係第4項第6号の「満22歳に達する日」並びに読替え後の給与法第11条第4項及び規則第3条関係第4項第6号の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日

共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（人事院規則9—80（扶養手当）（以下「規則」という。））第2条各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

- 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条第2項第2号、第3号及び第5号並びに第4項の「満22歳に達する日」並びに同項の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、同条第2項第4号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。

をいい、読替え後の給与法第11条第2項第3号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。

3 読替え後の給与法第11条第2項第5号の「重度心身障害者」とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。

4 読替え後の規則第2条第1号の「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。

5 読替え後の規則第2条第2号の「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。

6 (略)

規則第3条関係

1 読替え後の規則第3条第1項の「新たに読替え後の給与法第

3 給与法第11条第2項第6号の「重度心身障害者」とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。

4 規則第2条第1号の「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。

5 規則第2条第2号の「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。

6 (略)

給与法第11条の2及び規則第3条関係

1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して規則第

11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」には、例えば、次に掲げるような職員が該当する。

二 新たに職員になった者又は新たに読替え後の給与法第11条の規定の適用の対象となった者で扶養親族（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び読替え後の規則第1条の2に掲げる職員（以下この規則第3条関係において「行(一)9級以上職員等」という。）にあっては扶養親族たる子（読替え後の給与法第11条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下この規則第3条関係において同

2条各号に該当することとなつたために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、職員に給与法第11条の2第1項第2号に掲げる事実が生じた日とは、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなつた日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をさすものとする。

（新設）

じ。)に限り、行政職俸給表
(一)の適用を受ける職員でその
職務の級が8級であるもの及
び読替え後の規則第2条の2
に掲げる職員(以下この規則
第3条関係において「行(一)8
級職員等」という。)にあつ
ては読替え後の給与法第11
条第2項第6号に該当する扶
養親族(以下この規則第3条
関係において「扶養親族たる
配偶者」という。)を除
く。)があるもの

二 行(一)9級以上職員等から行
(一)9級以上職員等以外の職員
となった者で、扶養親族たる
父母等(読替え後の給与法第
11条第1項に規定する扶養
親族たる父母等をいう。以下
この規則第3条関係において
同じ。)又は扶養親族たる配
偶者があり、かつ、扶養親族
たる子でこの条(規則附則第
2項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。以下こ
の規則第3条関係において同

(新設)

じ。)の第1項の規定による届出に係るものがない者(行(一)9級以上職員等から行(一)8級職員等となった職員で、扶養親族たる父母等がない者を除く。)

三 行(一)8級職員等から行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び規則附則第3項に規定する職員(以下この規則第3条関係において「行(一)8級以上職員等」という。)
以外の職員となった者で、扶養親族たる配偶者があり、かつ、扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものいづれもない者

(新設)

四 この条の第1項の規定による届出に係る扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるもの(行(一)8級職員等にあっては扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った

(新設)

者があるものを、行(一)9級以上職員等にあつては扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至つた者があるものをそれぞれ除く。)

2 扶養親族届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、扶養手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

3 この条の第1項の「扶養の事実等に変更があつた場合」には、次に掲げるような場合も含まれる。

2 給与法第11条の2第1項第2号の「満22歳に達した日」とは、満22歳の誕生日の前日をいう。

3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が給与法第11条の2第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、同条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の「15

日」の期間に含まれないものと
する。

一 扶養親族たる子でこの条の
第1項の規定による届出に係
るものがあり、かつ、扶養親
族たる父母等又は扶養親族た
る配偶者がある行(一)9級以上
職員等が行(一)9級以上職員等
以外の職員となった場合（扶
養親族たる父母等がない行(一)
9級以上職員等が行(一)8級職
員等となった場合を除く。）

(新設)

二 扶養親族たる配偶者があ
り、かつ、扶養親族たる子又
は扶養親族たる父母等でこの
条の第1項の規定による届出
に係るものがある行(一)8級職
員等が行(一)8級以上職員等以
外の職員となった場合

(新設)

三 扶養手当を受けている職員
に更に新たに扶養親族たる要
件を具備するに至った者があ
る場合（行(一)8級職員等に扶
養親族たる配偶者たる要件を
具備するに至った者がある場
合及び行(一)9級以上職員等に

(新設)

扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

四 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行(一)8級職員等にあつては扶養親族たる配偶者を除き、行(一)9級以上職員等にあつては扶養親族たる子に限る。）でこの条の第1項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

4 この条の第2項の「人事院が定める場合」は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合とする。

一 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は読替え後の給与法第

(新設)

4 給与法第11条の2第2項ただし書の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

(新設)

1 1 条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合

二 扶養親族たる子又は読替え (新設)

後の給与法第 1 1 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日（満 2 2 歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる父母等でこの (新設)

条の第 1 項の規定による届出に係るものがあり、かつ、扶養親族たる配偶者が不在行(一) 8 級職員等が行(一) 8 級以上職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる父母等若しくは (新設)

は扶養親族たる配偶者でこの条の第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行(一) 8 級以上職員等以外のもの又は扶養親族たる父母等でこの条の第 1 項の規定による届出に係るものがある行(一) 8 級職

員等が行(一)9級以上職員等となつた場合

五 扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)8級以上職員等以外のものが行(一)8級職員等となつた場合

(新設)

六 職員の扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間(満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下この号において同じ。)にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(新設)

七 規則第5条関係第2項の規定の適用を受ける職員が引き続き俸給表の適用を受けるととなる場合(各庁の長を異にして俸給表の適用を受けるととなる場合を除く。)

(新設)

5 (略)

5 (略)

6 第4項第2号又は第6号に掲

6 給与法第11条の2第1項第

げる場合については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、読替後の規則第5条の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

- 7 各庁の長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、この条の第1項の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

規則第4条関係

- 1 扶養手当認定簿の様式は、別紙第2のとおりとする。ただし、各庁の長は、扶養手当の支

2号の「満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」及び同条第3項第7号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、同条第2項又は第3項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

- 7 各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、給与法第11条の2第1項の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

規則第4条関係

(新設)

給に関し支障のない範囲内で、
様式中の各欄の配列を変更し又は
各欄以外の欄を設定する等当
該様式を変更し、これによるこ
とができる。

2 扶養手当を受けている職員
が、各庁の長を異にして異動し
た場合には、異動前の各庁の長
は当該職員に係る扶養手当認定
簿を当該職員から既に提出され
た扶養親族届及び証明書類と共
に異動後の各庁の長に送付する
ものとする。

規則第5条関係

1 職員の扶養親族として認定さ
れている者が、遡及して読替後
の規則第2条各号に該当するこ
ととなったために扶養親族たる
要件を欠くに至る場合の、この
条（規則附則第2項の規定によ
り読み替えて適用する場合を含
む。以下この規則第5条関係に
おいて同じ。）の第1項の「要
件を欠くに至った日」及びこの
条の第2項の「事実の生じた
日」とは、職員又は当該扶養親

扶養手当を受けている職員が、
各庁の長を異にして異動した場合
には、異動前の各庁の長は当該職
員に係る扶養手当認定簿を当該職
員から既に提出された扶養親族届
及び証明書類と共に異動後の各庁
の長に送付するものとする。

(新設)

族が扶養親族たる要件を欠くに至る事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をいう。

2 この条の第1項の「人事院が定める場合」は、扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に引き続き俸給表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、読替え後の給与法第11条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、読替え後の給与法第11条第1項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、この条の第

1項の「人事院が定める日」
は、当該職員が俸給表の適用を
受けることとなった日とする。

3 災害その他職員の責めに帰す
ることができない事由により、
職員が読替え後の規則第3条第
1項の規定による届出を行うこ
とができないと認められる期間
は、この条の第1項ただし書
(この条の第2項において準用
する場合を含む。次項において
同じ。)の「15日」の期間に
含まれないものとする。

4 この条の第1項ただし書の
「届出を受理した日」とは、届
出を受け付けた日をいう。ただ
し、職員が遠隔又は交通不便の
地にあるため届出書類の送達に
時日を要する場合にあっては、
職員が届出書類を実際に発送し
た日を「届出を受理した日」と
みなして取り扱うことができ
る。

規則第6条関係

(削る)

規則第5条関係

1 扶養親族届の様式及び扶養手
当認定簿の様式は、それぞれ別

扶養親族届及び扶養手当認定簿は、当分の間、従前の様式のもの又は扶養親族簿によることができる。この場合において、扶養手当認定簿に記入すべき事項のうち扶養親族簿には該当欄が設けられていない事項については、適宜の方法により記入するものとする。

紙第1及び別紙第2のとおりとする。ただし、各庁の長は、扶養手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等これらの様式を変更し、これによることができる。

2 扶養親族届及び扶養手当認定簿は、当分の間、従前の様式のもの又は扶養親族簿によることができる。この場合において、扶養手当認定簿に記入すべき事項のうち扶養親族簿には該当欄が設けられていない事項については、適宜の方法により記入するものとする。

別紙第1

扶 養 親 族 届

令和 年 月 日提出

各庁の長 殿	勤務官署名			
	官職		氏名	

人事院規則9-80（扶養手当）第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由							
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった又は新たに給与法第11条の規定の適用の対象となった <input type="checkbox"/> 2 行内9級以上職員等又は行内8級職員等から降格等となった <input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある <input type="checkbox"/> 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある ※ 1・3・4については、行内9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行内8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額 所得の種類 金額		届出事実の 発生日年月日	届出の事由
記入上の注意 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（算込額）を記入する。 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満90歳以上等）をそれぞれ記入する。							

参 考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。）

--

別紙第1

扶 養 親 族 届

令和 年 月 日提出

各庁の長 殿	勤務官署名			
	官職		氏名	

給与法第11条の2第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由							
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった（行内9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る） <input type="checkbox"/> 2 行内9級以上職員等から行内9級以上職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る） <input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある（行内9級以上職員等にあつては、子に限る） <input type="checkbox"/> 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行内9級以上職員等にあつては、子に限る）							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額 所得の種類 金額		届出事実の 発生日年月日	届出の事由
記入上の注意 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（算込額）を記入する。 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満90歳以上等）をそれぞれ記入する。							

参 考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。）

--

2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>給与法第11条及び規則第2条関係</p> <p>1 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（人事院規則9—80（扶養手当）（以下「規則」という。）<u>第2条各号</u>に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。</p> <p>2 <u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）</u></p>	<p>給与法第11条及び規則第2条関係</p> <p>1 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（人事院規則9—80（扶養手当）（以下「規則」という。）<u>附則第2項の規定により読み替えられた規則（以下「読替え後の規則」という。）</u><u>第2条各号</u>に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。</p> <p>2 <u>読替え後の給与法（読替え後の規則第1条の2に規定する読替え後の給与法をいう。以下同</u></p>

第11条第2項第1号、第2号及び第4号並びに同条第4項並びに規則第3条関係第4項第6号の「満22歳に達する日」並びに給与法第11条第4項及び規則第3条関係第4項第6号の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、給与法第11条第2項第3号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。

3 給与法第11条第2項第5号の「重度心身障害者」とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。

4 規則第2条第1号の「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。

5 規則第2条第2号の「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に

じ。) 第11条第2項第1号、第2号及び第4号並びに同条第4項並びに規則第3条関係第4項第6号の「満22歳に達する日」並びに読替え後の給与法第11条第4項及び規則第3条関係第4項第6号の「満15歳に達する日」とはそれぞれ満22歳及び満15歳の誕生日の前日をいい、読替え後の給与法第11条第2項第3号の「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後であることをいう。

3 読替え後の給与法第11条第2項第5号の「重度心身障害者」とは、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。

4 読替え後の規則第2条第1号の「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。

5 読替え後の規則第2条第2号の「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等

収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。

6 (略)

規則第3条関係

1 この条の第1項の「新たに給与法第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」には、例えば、次に掲げるような職員が該当する。

- 一 新たに職員になった者又は新たに給与法第11条の規定の適用の対象となった者で扶養親族（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び規則第1条の2に掲げる職員（以下この規則第3条関係において「行(一)9級以上職員等」という。）にあっては、扶養親族たる子（給与法第11条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下この規則第3条関係において同

の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。

6 (略)

規則第3条関係

1 読替え後の規則第3条第1項の「新たに読替え後の給与法第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」には、例えば、次に掲げるような職員が該当する。

- 一 新たに職員になった者又は新たに読替え後の給与法第11条の規定の適用の対象となった者で扶養親族（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び読替え後の規則第1条の2に掲げる職員（以下この規則第3条関係において「行(一)9級以上職員等」という。）にあっては扶養親族たる子（読替え後の給与法第11条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下この

じ。)に限る。)があるもの

二 行(一)9級以上職員等から行(一)9級以上職員等以外の職員となった者で、扶養親族たる父母等(給与法第11条第1項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下この規則第3条関係において同じ。)があり、かつ、扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るものがない者

規則第3条関係において同じ。)に限り、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び読替え後の規則第2条の2に掲げる職員(以下この規則第3条関係において「行(一)8級職員等」という。)にあっては読替え後の給与法第11条第2項第6号に該当する扶養親族(以下この規則第3条関係において「扶養親族たる配偶者」という。)を除く。)があるもの

二 行(一)9級以上職員等から行(一)9級以上職員等以外の職員となった者で、扶養親族たる父母等(読替え後の給与法第11条第1項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下この規則第3条関係において同じ。)又は扶養親族たる配偶者があり、かつ、扶養親族たる子でこの条(規則附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下こ

(削る)

三 この条の第1項の規定による届出に係る扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるもの（行(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる父

の規則第3条関係において同じ。）の第1項の規定による届出に係るものがない者（行(一)9級以上職員等から行(一)8級職員等となった職員で、扶養親族たる父母等がない者を除く。）

三 行(一)8級職員等から行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び規則附則第3項に規定する職員（以下この規則第3条関係において「行(一)8級以上職員等」という。）以外の職員となった者で、扶養親族たる配偶者があり、かつ、扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るもののいずれもない者

四 この条の第1項の規定による届出に係る扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるもの（行(一)8級職員等にあつては扶養親族たる配偶者

母等たる要件を具備するに至った者があるものを除く。)

2 扶養親族届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長（給与法第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、扶養手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

3 この条の第1項の「扶養の事実等に変更があった場合」には、次に掲げるような場合も含まれる。

一 扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母

たる要件を具備するに至った者があるものを、行(一)9級以上職員等にあつては扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者があるものをそれぞれ除く。)

2 扶養親族届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、扶養手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

3 この条の第1項の「扶養の事実等に変更があった場合」には、次に掲げるような場合も含まれる。

一 扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るものがあり、かつ、扶養親

等がある行(一)9級以上職員等
が行(一)9級以上職員等以外の
職員となった場合

(削る)

二 扶養手当を受けている職員
に更に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (行(一)9級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

三 扶養手当を受けている職員

族たる父母等又は扶養親族たる配偶者がある行(一)9級以上職員等が行(一)9級以上職員等以外の職員となった場合 (扶養親族たる父母等がない行(一)9級以上職員等が行(一)8級職員等となった場合を除く。)

二 扶養親族たる配偶者があり、かつ、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある行(一)8級職員等が行(一)8級以上職員等以外の職員となった場合

三 扶養手当を受けている職員に更に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (行(一)8級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合及び行(一)9級以上職員等に扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

四 扶養手当を受けている職員

の扶養親族（行(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）でこの条の第1項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

4 この条の第2項の「人事院が定める場合」は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合とする。

一 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は給与法第11条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合

二 扶養親族たる子又は給与法第11条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日（満22歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合

の扶養親族（行(一)8級職員等にあつては扶養親族たる配偶者を除き、行(一)9級以上職員等にあつては扶養親族たる子に限る。）でこの条の第1項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

4 この条の第2項の「人事院が定める場合」は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合とする。

一 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は読替え後の給与法第11条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合

二 扶養親族たる子又は読替え後の給与法第11条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日（満22歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つ

三 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び規則第2条の2に掲げる職員（以下この項において「行(一)8級職員等」という。）が行(一)8級職員等及び行(一)9級以上職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)9級以上職員等以外のものが行(一)9級以上職員等となった場合

五 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)8級職員等及び行(一)9級以上

た場合

三 扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがあり、かつ、扶養親族たる配偶者がない行(一)8級職員等が行(一)8級以上職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる父母等若しくは扶養親族たる配偶者でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)8級以上職員等以外のもの又は扶養親族たる父母等でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある行(一)8級職員等が行(一)9級以上職員等となった場合

五 扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者でこの条の第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)8級

職員等以外のものが行(一)8級職員等となった場合

六・七 (略)

5 (略)

6 第4項第2号又は第6号に掲げる場合については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、規則第5条の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

7 (略)

規則第5条関係

1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して規則第2条各号に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、この条の第1項の「要件を欠くに至った日」及びこの条の第2項の「事実の生じた日」とは、職員又は当該扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至る事実の生じたことを

以上職員等以外のものが行(一)8級職員等となった場合

六・七 (略)

5 (略)

6 第4項第2号又は第6号に掲げる場合については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、読替後の規則第5条の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

7 (略)

規則第5条関係

1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して読替後の規則第2条各号に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、この条（規則附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この規則第5条関係において同じ。）の第1項の「要件を欠くに至った日」及びこの

了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をいう。

2 この条の第1項の「人事院が定める場合」は、扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に引き続き俸給表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、給与法第11条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、給与法第11条第1項の職員たる

条の第2項の「事実の生じた日」とは、職員又は当該扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至る事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をいう。

2 この条の第1項の「人事院が定める場合」は、扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に引き続き俸給表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、読替え後の給与法第11条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、読替え後の給与法第1

要件を欠くに至る場合とし、この条の第1項の「人事院が定める日」は、当該職員が俸給表の適用を受けることとなった日とする。

- 3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が規則第3条第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、この条の第1項ただし書（この条の第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「15日」の期間に含まれないものとする。

4 （略）

1条第1項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、この条の第1項の「人事院が定める日」は、当該職員が俸給表の適用を受けることとなった日とする。

- 3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が読替え後の規則第3条第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、この条の第1項ただし書（この条の第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「15日」の期間に含まれないものとする。

4 （略）

別紙第1

扶 養 親 族 届

令和 年 月 日提出

各庁の長	勤務官署名			
	職	氏名		

人事院規則9—80（扶養手当）第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由						
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった又は新たに給与法第11条の規定の適用の対象となった <input type="checkbox"/> 2 行内9級以上職員等から行内9級以上職員等以外の職員となった <input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある <input type="checkbox"/> 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある ※ 1・3・4については、行内9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に限る。						
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額 所得の種類 金額	届出事実の 発生日	届出の事由
記入上の注意 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（員込額）を記入する。 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満80歳以上等）をそれぞれ記入する。						

参 考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。）

--

別紙第1

扶 養 親 族 届

令和 年 月 日提出

各庁の長	勤務官署名			
	職	氏名		

人事院規則9—80（扶養手当）第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由						
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった又は新たに給与法第11条の規定の適用の対象となった <input type="checkbox"/> 2 行内9級以上職員等又は行内8級職員等から降格等となった <input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある <input type="checkbox"/> 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある ※ 1・3・4については、行内9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行内8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。						
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額 所得の種類 金額	届出事実の 発生日	届出の事由
記入上の注意 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（員込額）を記入する。 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満80歳以上等）をそれぞれ記入する。						

参 考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。）

--

以 上